（別記様式第１号）

計画作成年度	令和３年度
計画主体	芽室町

芽室町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名：芽室町農林課農林環境係
所　　在　　地：河西郡芽室町東２条２丁目１４番地
電話番号：０１５５－６２－９７２５
ＦＡＸ番号：０１５５－６２－３７５７
メールアドレス：n-kankyou@memuro.net

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、 その他鳥獣（キツネ、タヌキ、アライグマ、野ねずみ、ユキウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、[以下、カラス]、ドバト、キジバト、アオサギ）
計画期間	令和４年度　～　令和６年度
対象地域	芽室町全域

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	小麦	3.29	2,935
	豆類	9.62	8,041
	馬鈴薯	3.23	4,181
	てん菜	17.34	20,141
	スイートコーン	2.47	1,272
	えだまめ	1.64	1,229
	さやいんげん	0.18	254
	かぼちゃ	0.05	59
	にんじん	0.30	300
	ブロッコリー	0.20	227
	牧草	3.00	1,819
	デントコーン	0.90	1,040
	計	42.22	41,498
ヒグマ	小麦	0.10	89
	馬鈴薯	0.40	594

	てん菜	0.80	929
	スイートコーン	0.60	258
	デントコーン	1.80	2,081
	計	3.70	3,951
キツネ	豆類	0.50	444
	馬鈴薯	0.03	29
	てん菜	0.41	476
	スイートコーン	2.77	3,554
	かぼちゃ	0.01	12
	にんじん	0.02	20
	長いも	0.11	640
	ぶどう	0.10	0
	乳牛	9頭	1,500
	計	3.95 (9頭)	6,675
タヌキ		なし	なし
アライグマ	馬鈴薯	0.00	3
	てん菜	0.30	349
	スイートコーン	0.22	306
	長いも	0.20	1,164
	計	0.72	1,822
野ねずみ		なし	なし
ユキウサギ	豆類	0.84	655
	てん菜	0.06	70
	えだまめ	0.07	52
	キャベツ	0.01	18
	計	0.98	795
カラス	豆類	0.75	655
	てん菜	0.05	58

	スイートコーン	1.75	1,697
	かぼちゃ	3.70	4,329
	長いも	0.30	1,746
	デントコーン	1.20	1,386
	ぶどう	0.10	0
	鶏卵	50 個	2
	計	7.85 （50 個）	9,871
ドバト		なし	なし
キジバト		なし	なし
アオサギ		なし	なし
計		59.42 （9 頭、50 個）	64,612

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

エゾシカ	：４月から１０月にかけて食害や踏圧被害が非常に多く発生しており、被害報告が多数寄せられている。
ヒグマ	：８月から９月にかけて食害が多く発生している。伏美地域での被害が多くなっている。
キツネ	：５月から１０月にかけて食害や掘り返しの被害がある。また、乳牛の乳房や分娩中の子牛への噛みつきの被害もあり、通年で被害が発生している。
タヌキ	：被害は報告されていないが、町内全域的に捕獲されている。
アライグマ	：目立った農作物被害は報告されていないが、捕獲数が増加しており、捕獲箇所は町内全域に広がっている。
野ネズミ	：被害は報告されていない。
ユキウサギ	：被害面積、被害額ともに小さく、年によってばらつきはあるが、被害報告が寄せられている。
鳥類	：一年を通して被害がある。特にカラスによる食害、乳牛へのいたずら等による被害が見受けられる。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標		現状値 （令和２年度）	目標値 （令和６年度）	備考 （軽減率）
エゾシカ	被害額	41,498　千円	29,048　千円	30%減
	被害面積	42.22　ha	29.55　ha	30%減
ヒグマ	被害額	3,951　千円	2,765　千円	30%減
	被害面積	3.70　ha	2.59　ha	30%減
キツネ	被害額	6,675　千円	4,672　千円	30%減
	被害面積	3.95　ha	2.76　ha	30%減
	被害頭数	9　頭	6　頭	30%減
タヌキ	被害額	0　千円	0　千円	30%減
	被害面積	0　ha	0　ha	30%減
アライグマ	被害額	1,822　千円	1,275　千円	30%減
	被害面積	0.72　ha	0.50　ha	30%減
野ネズミ	被害額	0　千円	0　千円	30%減
	被害面積	0　ha	0　ha	30%減
ユキウサギ	被害額	795　千円	556　千円	30%減
	被害面積	0.98　ha	0.68　ha	30%減
鳥類	被害額	9,871　千円	6,909　千円	30%減
	被害面積	7.85　ha	5.49　ha	30%減
	被害個数	50　個	35　個	30%減
計	被害額	64,612　千円	45,225　千円	
	被害面積	59.42　ha	41.57　ha	
	被害頭数	9　頭	6　頭	
	被害個数	50　個	35　個	

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣対策実施隊員による巡回、駆除 ・ヒグマの目撃等が発生した場合、住民への周知、パトロールを実施 ・ヒグマ用箱わな、キツネ用箱わな、シカ用くくりわな・囲いわな、アライグマ用箱わな、カラス用箱わなの設置	・猟友会の後継者育成 ・農業者の駆除活動への理解促進 ・農業者自身による自衛の促進 ・鳥類（カラス、ドバト、キジバト）の効果的駆除、追い払い手法の検討
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵による被害防止	・農業者による電気柵活用の拡充

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

（５）今後の取組方針

農協、森林組合、芽室町、猟友会、農業者代表等で組織する「芽室町有害鳥獣被害対策協議会」を主体として、地域一丸となった有害鳥獣対策を推進する。また、近隣市町村との情報交換・共有等、広域的な協力連携を図る。 鳥獣被害対策実施隊を核とした巡回、駆除活動を推進するとともに、猟友会との情報共有を図り、連携を密にした捕獲体制を継続する。 さらには、ハンターの高齢化対策、農業者の自衛の促進を図るため、ハンターの後継者育成の支援を継続して行うとともに、農業者を中心に狩猟免許取得促進の呼びかけを行う。 捕獲数が急増しているアライグマについては、目立った農作物等への被害は出ていないが、繁殖力が高く、今後においても農作物や家畜の被害発生が懸念されるため、箱わなによる捕獲を継続する。また、アライグマ防除講習会を開催し、防除従事者による駆除活動も継続して推進する。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による駆除体制を継続し、農業者からの通報に対しさらに迅速に対応するとともに、捕獲、被害、目撃などの情報を町、駆除員、猟友会の三者が共有することで、有効かつ効率的な捕獲体制をとる。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ヒグマ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者の登録のための技術講習会開催
	鳥類	箱わなの設置
	有害鳥獣全般	狩猟免許等取得の助成、広報誌等による被害防止策に関する情報提供
令和５年度	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ヒグマ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者の登録のための技術講習会開催
	鳥類	箱わなの設置
	有害鳥獣全般	狩猟免許等取得の助成、広報誌等による被害防

		止策に関する情報提供
令和６年度	エゾシカ	くくりわな・囲いわなの設置、目撃情報に基づく巡回
	ヒグマ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	キツネ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	タヌキ	箱わなの設置、目撃情報に基づく巡回
	アライグマ	箱わなの設置、外来生物法に基づく防除従事者の登録のための技術講習会開催
	鳥類	箱わなの設置
	有害鳥獣全般	狩猟免許等取得の助成、広報誌等による被害防止策に関する情報提供

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでのエゾシカ、ヒグマ、その他鳥獣の捕獲実績、出没・被害箇所を基に捕獲する。捕獲計画数については、捕獲依頼件数や捕獲実績を考慮するとともに、個体数減少を目標とした設定とする。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
エゾシカ	４００頭	４００頭	４００頭
ヒグマ	３０頭	３０頭	３０頭
キツネ	２００頭	２００頭	２００頭
タヌキ	５０頭	５０頭	５０頭
アライグマ	３００頭	３００頭	３００頭
鳥類	２，０００羽	２，０００羽	２，０００羽

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
目撃報告、通報を受けた際に鳥獣被害対策実施隊員による巡回、駆除を行うとともに、箱わなやくくりわな等を積極的に活用し捕獲を行う。

また、捕獲、被害、目撃などの情報について猟友会と共有することで、猟友会と連携し、効果的な捕獲活動を推進する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ヒグマの目撃報告、通報などを受けて鳥獣被害対策実施隊員による巡回、駆除を行う際に、ライフル銃を使用して捕獲を行う。（確実に止めさしをすることから、ライフル銃を持つ経験豊富な実施隊員に活動に当たってもらうため）

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
芽室町	エゾシカ、タヌキ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。
２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
エゾシカ等	電気柵（12,000ｍ）	電気柵（12,000ｍ）	電気柵（12,000ｍ）

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添

付する。

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和４年度	エゾシカ ヒグマ キツネ等	・電気柵による畑への侵入防止 ・電気柵設置に対する助成 ・農作物等被害状況調査の実施 ・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正しい知識が得られるよう啓発活動を実施すると共に、自己防衛法についても周知する。 ・ヒグマが出没した場合は、めむろ安心メールや戸別端末等での周知、パトロールの実施、注意喚起の看板等を設置するなど、危険を知らせる。
令和５年度	エゾシカ ヒグマ キツネ等	・電気柵による畑への侵入防止 ・電気柵設置に対する助成 ・農作物等被害状況調査の実施 ・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正しい知識が得られるよう啓発活動を実施すると共に、自己防衛法についても周知する。 ・ヒグマが出没した場合は、めむろ安心メールや戸別端末等での周知、パトロールの実施、注意喚起の看板等を設置するなど、危険を知らせる。
令和６年度	エゾシカ ヒグマ キツネ等	・電気柵による畑への侵入防止 ・電気柵設置に対する助成 ・農作物等被害状況調査の実施 ・広報誌等を活用し、有害鳥獣についての正しい知識が得られるよう啓発活動を実施すると共に、自己防衛法についても周知する。 ・ヒグマが出没した場合は、めむろ安心メールや戸別端末等での周知、パトロールの実施、注意喚起の看板等を設置するなど、危険を知らせる。

（注）　侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
芽室町	鳥獣被害防止のための指揮、誘導及び住民への周知
芽室町農業協同組合	各組合員からの被害状況の把握と情報の提供
北海道猟友会帯広支部芽室部会	猟銃を使用した対象鳥獣の捕獲活動
帯広警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民への指揮、誘導
北海道十勝総合振興局	捕獲許可、情報収集、情報提供、広域的な調整

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

別紙「緊急時の連絡体制」のとおり

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰り、芽室町有害鳥獣残滓等処理施設を利用するなどして適切に処理する。やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないように適切な方法で埋設処理する。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近隣の食肉処理加工施設の引き取り条件に合うものは、搬入に努める。

（注）１　食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

２　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	芽室町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
芽室町	事務局（計画作成、資金管理、情報収集）
芽室町農業協同組合	本会への協力（各組合員からの被害状況の把握と情報の提供）
十勝広域森林組合	本会への協力（森林内での被害状況の把握と情報の提供）
北海道猟友会帯広支部芽室部会	本会への協力、対象鳥獣の捕獲駆除
農業者代表	本会への協力、情報の提供
十勝農業改良普及センター	本会への協力、技術指導等

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
北海道十勝総合振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道十勝総合振興局林務課	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言
被害住民	被害、出没状況等の情報提供
地域住民	目撃、移動情報等の提供

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２３年９月１日設立（令和３年度　隊員７名［猟友会員］） 鳥獣被害対策実施隊を継続し、駆除活動の中心的存在として、パトロー

ル等による被害予防対策の実施及び一斉駆除による個体数の減少を図る。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村との情報共有、連携により、広域的な被害防止対策の推進を図る。

（注）　その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材（箱わな等）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

（注）　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

別 紙

緊急時の連絡体制

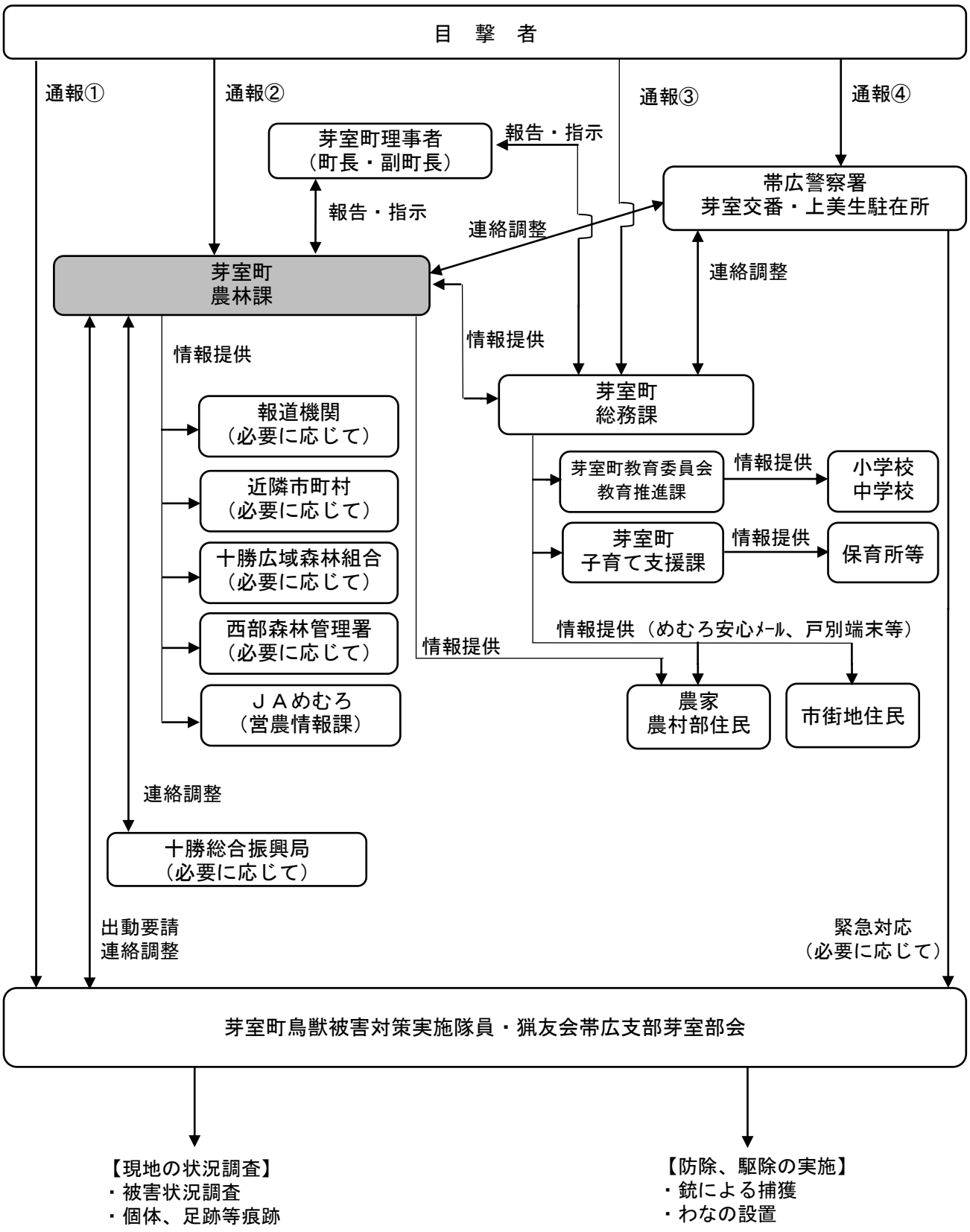
目　撃　者
通報①
通報②
通報③
通報④
芽室町理事者
（町長・副町長）
報告・指示
報告・指示
帯広警察署
芽室交番・上美生駐在所
連絡調整
芽室町
農林課
連絡調整
情報提供
情報提供
芽室町
総務課
報道機関
（必要に応じて）
近隣市町村
（必要に応じて）
十勝広域森林組合
（必要に応じて）
西部森林管理署
（必要に応じて）
ＪＡめむろ
（営農情報課）
芽室町教育委員会
教育推進課
情報提供
小学校
中学校
芽室町
子育て支援課
情報提供
保育所等
情報提供（めむろ安心ﾒｰﾙ、戸別端末等）
情報提供
農家
農村部住民
市街地住民
連絡調整
十勝総合振興局
（必要に応じて）
出動要請
連絡調整
緊急対応
（必要に応じて）
芽室町鳥獣被害対策実施隊員・猟友会帯広支部芽室部会
【現地の状況調査】
・被害状況調査
・個体、足跡等痕跡
【防除、駆除の実施】
・銃による捕獲
・わなの設置